

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの趣旨

健康であることは、すべての人の願いであり、県民一人ひとりの幸福な人生を実現するための基本です。

県は、平成25年、それまでそれぞれに計画を策定し、施策を実行してきた健康増進法第8条第1項に基づく都道府県健康増進計画、がん対策基本法第11条第1項に基づく都道府県がん対策推進計画、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を、この「健康やまがた安心プラン」として一つにまとめ、平成34年度までの10年間の健康づくり施策を一体的、総合的に推進してきたところです。

県は、毎年度進捗状況の把握に努めてきましたが、計画期間の中間年である平成29年度に、平成34年度の目標達成に向け更に重点的に取り組みを進めていくべき課題を明らかにするため、プラン策定時からの状況の変化を勘案した中間見直しを行ったところです。

それによれば、「運動習慣のある県民の割合の増加」、「高齢者の社会参加の向上」、「過去1年間に歯科健診を受診した者の増加」、「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少」、「がん検診の受診率の向上」等といった目標において成果が出ていることがわかりました。

一方で、「糖尿病による合併症の減少」、「適切な量と質の食事をとる者の増加」、「生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている者の割合の減少」、「喫煙率の減少」などの評価指標において改善が見られないという課題も明らかになっています。

この中間見直しを踏まえ、今後5年間重点的に取り組むべき課題について個別施策における取り組みを加速させることで、平成34年度の目標達成に向け取り組んでいくこととしたところです。

県は、県民、事業者、健康づくり関係者、市町村、県、国が連携し協力することで、県民一人ひとりが、家庭や働く場などあらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる社会である、「健康長寿県やまがた」の実現を目指していきます。

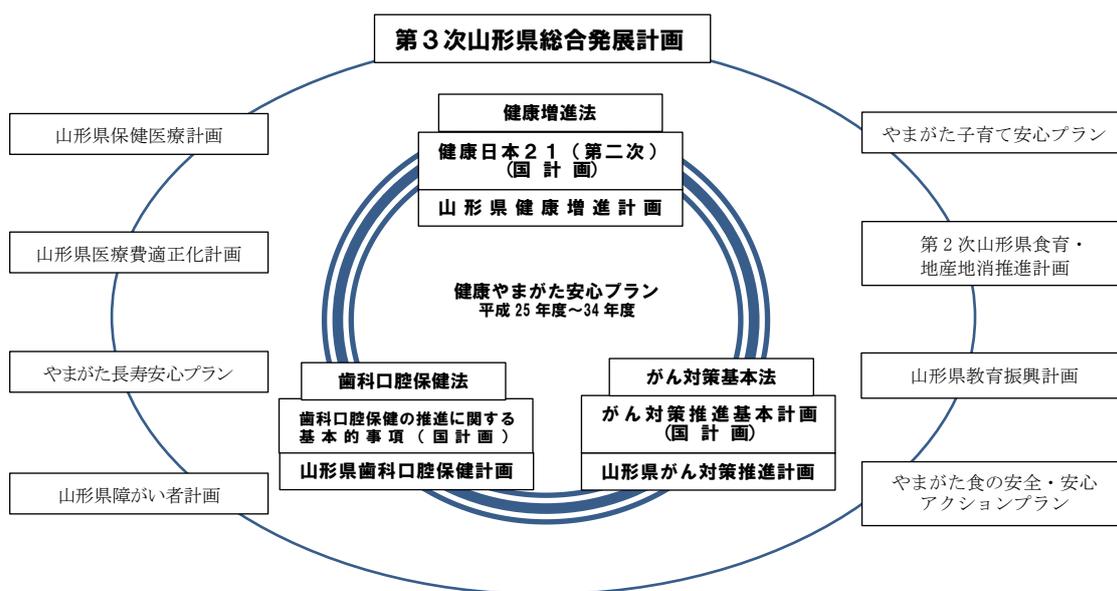
計画の見直しまでの経過

健康増進計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次山形県健康増進計画（平成13年度～24年度） 「21世紀における国民健康づくり運動」を踏まえ、県民の「健康寿命の延伸」と「壮年期死亡の減少」を目標に掲げ策定
がん対策推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次山形県健康増進計画の改定（平成20年度～24年度） 国の医療制度改革により特定健診・特定保健指導が導入されたことを踏まえ、メタボリックシンドローム対策を盛り込み改定
がん対策推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次山形県がん対策推進計画（平成20年度～24年度） がん対策基本法（平成19年4月1日施行）に基づき策定された国の「がん対策基本計画」を踏まえ、策定
歯科保健計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次山形県歯科保健計画（平成9年度～17年度） 「ライフステージに応じた歯科保健対策」と「特殊なケアを必要とする人への歯科保健対策」を柱とした県独自の計画を策定
歯科保健計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次山形県歯科保健計画（平成18年度～24年度） 第一次計画を踏まえ、本県の歯科保健対策をさらに推進するために策定
<p>健康やまがた安心プラン（平成25年度～）</p> <p>3つの計画「山形県健康増進計画」、「山形県がん対策推進計画」、「山形県歯科口腔保健計画」を一体化して策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県健康増進計画（第2次）の策定（平成25年度～34年度） 3大生活習慣病の粗死亡率が増加傾向にあること、高齢化の進展で疾患を抱える県民の増加の懸念から、生活習慣病の重症化予防、高齢者の健康の視点を新たに組み入れて策定 ・ 山形県がん対策推進計画（第2次）の策定（平成25年度～34年度） 社会経済的な課題を含む働く世代や小児への対策の充実の視点を新たに組み入れて策定 ・ 山形県歯科口腔保健計画（第3次） 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備の視点を新たに組み入れて策定 	

2 計画の位置づけ

- 本計画は、法律に基づく次の3つの計画から成り立っています。
 - ・健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に基づく都道府県健康増進計画
 - ・がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に基づく都道府県がん対策推進計画
 - ・歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第13条第1項に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及びやまがた歯と口腔の健康づくり推進条例第9条第1項に基づく基本計画
- 山形県の総合的ビジョンである「第三次山形県総合発展計画」の部門別の計画として、健康づくりに関わる取組みを通じ、『安心が根つき、楽しさや充実感のある「暮らし」の実現』に寄与するものです。
- 本計画は、「山形県保健医療計画」、「山形県医療費適正化計画」、「やまがた長寿安心プラン」等、他の関連する計画と調和を図りながら推進していきます。

本計画と主な関連する計画との連携



3 計画の期間

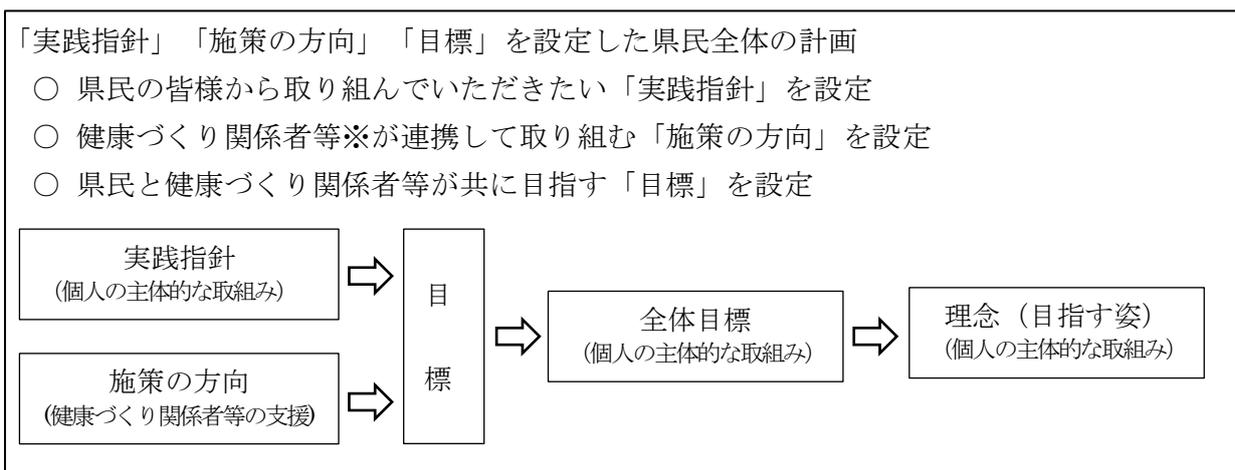
- 計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間です。平成30年度以降については、平成29年度に行った中間見直しにより今後重点的に取り組む課題を中心に、平成34年度の目標達成に向け取り組むものです。
- 全体目標や各章ごとの目標の達成状況について適宜把握するとともに、状況の変化を勘案しながら、平成34年度に評価を行います。

4 計画の中間見直し体制

- 中間見直しにあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市町村職員、ボランティア、特定非営利活動法人のほか、学生、民間企業からなる「山形県健康長寿推進協議会」の意見を中間見直しに反映させました。

5 計画の目標の設定と評価

- 健康づくりを推進していくためには、「県民一人ひとりの主体的な取組み」と「社会全体による支援」の双方が重要であるため、この計画では、県民の皆様から取り組んでいただきたい「実践指針」と健康づくり関係者が連携して取り組む「施策の方向」を設定しています。
中間見直しを受け、「健康長寿県やまがたの実現」に向け、引き続き「実践指針」と「施策の方向」をあわせて推進することにより、分野別の「目標」を達成し、健康寿命を延ばしていきます。
- 「目標」の達成状況を評価・検証しながら、計画的に健康づくりを推進するため、数値による評価指標を設定しています。評価指標は、既存の統計調査で、信頼性が高く、定期的にモニタリングを行うことが可能な指標を中心に設定しています。
- 毎年度、山形県健康長寿推進協議会に進捗状況を報告し、最終年度の目標達成に向けその後の取組みに反映させます。



※第2章 P10～P13 「4 健康づくりに関係する者の役割」参照。